

(意見書案第 18 号)

訪問介護の基本報酬引下げの早急な見直し等を求める意見書

令和 6 年度介護報酬の改定に当たっては、全ての介護事業者のサービスが安定的に提供されるとともに、介護従事者の賃金が改善することによって、生活が安定し離職が防止されることに配慮がなされなければならない。

しかし、政府は令和 6 年度の介護報酬改定において訪問介護の基本報酬を引き下げた。これにより、小規模な訪問介護事業所の倒産や人手不足に拍車がかかり、訪問介護サービスが受けられなくなる要介護者や介護離職が増加するおそれがある。

東京商工リサーチの調査によると、令和 5 年の訪問介護事業者の倒産は 67 件と過去最多を更新し、倒産や廃業の懸念が増している。また、厚生労働省の調査では訪問介護事業所の 36.7% が赤字経営であることも分かっている。そもそも介護事業所は、人手不足と物価高騰等により、厳しい経営を強いられており、特に、移動が必要な訪問介護には、移動時間が直接的には介護報酬の対象時間とはならないことや、ガソリン価格高騰等の影響を受けるといった特殊な事情がある。

厚生労働省は、訪問介護の処遇改善加算について高い加算率に設定したと説明しているが、運営資金につながる基本報酬を下げてしまえば、小規模な事業者の経営の厳しさに拍車がかかることは明白である。また、厚生労働省は処遇改善加算を取りやすくしたと説明しているが、上位の加算の要件は厳しいため、小規模事業者が取得することは困難である。

訪問介護の基本報酬の引下げによって、将来的には地域包括ケアシステムが崩壊し、介護保険制度による「介護の社会化」逆行する事態が起きかねない。

よって、国においては、以下の事項を速やかに実施するよう強く要望する。

記

- 1 訪問介護の基本報酬引下げによる影響について早急に調査し、その結果に基づいて訪問介護事業者に支援金を支給すること。その上で、訪問介護の基本報酬引下げの見直しを含めた介護報酬の期中改定を行うこと。
- 2 処遇改善加算の引上げ及び処遇改善加算が取得できない事業所に対する加算基準の緩和を実施すること。
- 3 介護報酬改定は、単に介護事業経営実態調査に基づくサービス全体の収支差率で判断せず、事業規模や地域の実態を踏まえた収支差率を十分踏まえて判断すること。
- 4 訪問介護事業所の経営難の原因の一つになっている人手不足を解消するため、介護従事者のさらなる処遇改善を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 6 年 9 月 17 日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
厚生労働大臣

宛